平成２２年（フ）第２５号
三重県四日市市石塚町11番23号　コーポ石塚205
債務者　金山正信こと　金　　正信
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
三重県桑名市星見ヶ丘５丁目1003番地　サープラスＩＴＯ203号室
債務者　高橋佐智子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
三重県四日市市中川原３丁目７番21号
債務者　竹中　　眞
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
三重県桑名市松ノ木３丁目11番地３
債務者　丹羽　伸司
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
三重県桑名市大字東方1300番地
債務者　山内みや子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
兵庫県伊丹市西野１丁目113番地２　セジュール202号
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１６号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―514号
債務者　岡松　直治
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目１番20号スイートピアⅡ101号、前住所広島県福山市引野町南１丁目10番３－２号
債務者　松坂純一郎
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県伊丹市寺本１丁目14番地石田文化、前住所兵庫県伊丹市西野２丁目242番地桜荘３階
債務者　新田　正雄
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目８番19―203号
債務者　小山永一こと　朴　　好尾
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県西宮市津門綾羽町６番５号メゾンドール綾羽Ｃ棟101号
債務者　山本ゆかり（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県西宮市西福町15番22号
債務者　石田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目28番５―706号
債務者　藤下惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩井169番地１
債務者　川部　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
鳥取県八頭郡八頭町富枝235番地14、旧住所鳥取県鳥取市佐治町栃原109番地
債務者　藪田　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目864番地　ハイツＨＯＮＪＹＯ102号、旧住所鳥取県鳥取市桂木295番地
債務者　酒井　洋子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２号
鳥取県鳥取市雲山55番地　ソレアードコヤマ101号、旧住所鳥取県鳥取市青谷町河原596番地の８
債務者　植木　順子（旧姓房安）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部